



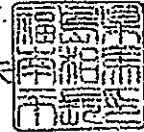
南相馬市告示第156号

本市の区域内の字の区域を別紙のとおり変更する旨、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第2項の規定により告示する。

なお、この効力は、土地改良法（昭和24年法律第195号）第54条第4項の規定による換地処分の公告のあった日の翌日から生ずる。

令和2年6月29日

南相馬市長 門馬 和夫



変 更 調 書

編入する字名	同左に編入される区域	
原町区金沢 字谷地中	原町区金沢 字追合	57の2
原町区金沢 字谷地中	原町区金沢 字割田	334の一部
原町区金沢 字鳥打沢	原町区金沢 字西山	1の4の一部、7の2の一部、7の6の一部、74の一部、75の3の一部、76の2の一部
原町区金沢 字西山	原町区金沢 字鳥打沢	218の一部、228の一部
原町区金沢 字鳥打沢	原町区金沢 字西山	51の5の一部、53の一部、55の2、55の3の一部
原町区金沢 字西山	原町区金沢 字鳥打沢	112の1の一部、112の3の一部
原町区金沢 字西山	原町区金沢 字長瀬	70の4、71の2
原町区金沢 字西山	原町区金沢 字前田	341の一部
原町区金沢 字前田	原町区金沢 字西山	51の4の一部、51の7、52の一部、53の一部
原町区金沢 字前田	原町区金沢 字水神崎	6の3、10の3
原町区金沢 字西山	原町区金沢 字水神崎	1の3、4の2、5の4、5の5、46の一部、51の2、51の3、52の3から52の6まで、53の一部、188の3、188の4、189の3の一部

編入する字名	同左に編入される区域	
原町区金沢 字前田	原町区金沢 字船沢	138の3の一部、142の1の一部、150の一部、 153の一部
原町区金沢 字前田	原町区金沢 字水神崎	220の2、249の2
原町区金沢 字浦	原町区北泉 字浦頭	619の1の一部、619の2の一部、620の一部、 677の一部
原町区北泉 字浦頭	原町区北泉 字脇	652の2の一部、775の一部、776の一部
原町区金沢 字浦	原町区北泉 字浦頭	652の一部
原町区金沢 字浦	原町区北泉 字脇	652の1、652の2の一部、653、654、655から 657までの各一部、662の一部、663から665 まで、666の4の一部、666の6の一部、668 の3の一部、669の3の一部、759の一部、775 から778までの各一部、780の一部
原町区北泉 字沖田	原町区北泉 字堤下	1の1の一部、2の1の一部、208の1の一部、 210の1の一部
原町区北泉 字沖田	原町区北泉 字浦頭	407の2の一部、408の1の一部
原町区北泉 字堤下	原町区北泉 字浦頭	407の2の一部、408の1の一部、408の2
原町区北泉 字沖田	原町区北泉 字堤下	223、224
原町区北泉 字天化沢	原町区北泉 字浦頭	648の一部
原町区北泉 字浦頭	原町区北泉 字天化沢	197の一部、199から201までの各一部